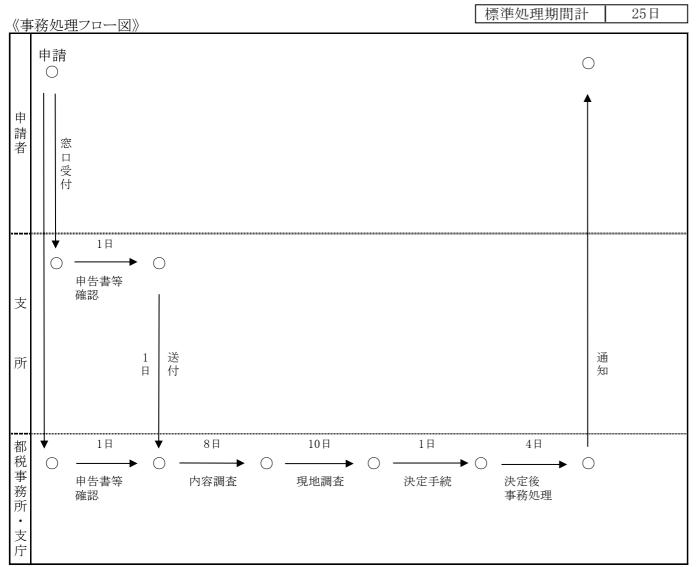
事務処理フロー図

事務名 不動産取得税の減免事務 根拠法令 東京都都税条例第48条の9

作成部署 主税局資産税部計画課減免指導担当 電話03-5388-3045



《事務処理フロー図の説明》

《事務処理フロー図の説明》		
項番	項目	説 明
1	申請書等確認	提出された申請書に記載漏れがない かどうか、添付書類がそろっているか どうか確認します。
2	内容調査	申告された内容が地方税法に定められた要件を満たすかどうかを調査します。
3	現地調査	申告された不動産について現地調査 を行い、その現況を調査します。
4	決定手続	都税事務所長が減免の許可又は不 許可の決定を行います。
5	決定後事務処理	決定した内容について、電算入力等 の事務処理を行います。
6	通知	申請者に通知します。
7		
8		
9		
10		